

見做す可

第十 横文中切要の語を表する為めは每字下  
の線を引ふる語ハ許多の數と雖も各々二語  
と算す最も一文章下は一線を以てする時ハ  
唯一語を増すインウニルテットコムマ□並  
フラツケット( )も同様なり

第十一 電信なき遠方の地へ通信を乞者ハ郵  
便を以て送達す仍て届方便利の地方に於て  
受方の局を定め其局名を宛名の下に書入す  
可し且つ其語數文の賃料を拂ひ外に郵便の  
賃料も加へ拂ふ可し

第十二 出状人返信料を豫トめ拂ひ置くも妨

まゝとす此時ハ其音信本文の終り即ち出状  
人姓名の前は幾語返信料拂濟と記載す可し  
但二十語以下の答書を得んと欲せば只返信  
料拂濟とのミ書入其語數の賃料をも亦拂ふ  
事とす

第十三 返信料前拂の高ハ出状人の尤通信料  
三倍の價は越さ可からず

第十四 前條の返信ハ通例の音信と見做して取  
扱ふ可し

第十五 誤謬の憂を防ぐ為は音信を繰返す事  
を得可し此を名けて書留電信と云ふ

信無差支局へ郵便にて送達す可し

第廿六 未だ傳送せざる間ハ出状の音信既拂  
ふの賃料共取戻す事を得可し已に傳送中な  
らば其賃料ハ損失ふる可し

第廿七 音信の報知先へ達するを留めんと欲  
せば新に賃料を拂ひ其趣きを末局へ申送る  
可し

第廿八 音信の送達に付不規則あるを出状人  
より歎訴するハ當然なれども其延引誤謬等  
を申立了時ハ必ず受取人の所持する電信報  
の寫を添て引合ふ事とす

第廿九 宛名住所等認方の違謬によりて其音

信の届先は達せざるハ本人の過ちなれば其  
誤謬を改んと欲せば更は其賃料を拂ふ可し  
故に其名宛ハ充分なれども事にて何府何  
區何番何某或ハ其職業會社の名號等まで詳  
細に記すも其電信の速に届き誤なく達す  
るハ肝要の事なり

第三十 誤算にて請取ふる賃料不足ある時  
ハ出状人より之を補ひ拂ふ事とす若し過余  
なる者ありば之を同人に還付す可し

○電信支線人民架設規則

○七年甲戌八月廿八日工部省御布達  
第三十號  
本年七月中第十八號を以て電信支線人民架設差許候に付てハ右規則別冊之通確定候條此旨  
布達候事

電信私線規則

第一條 電信機線架設の儀民費又ハ商會等より私費を以て建築いさ一度旨出願の向ハ許可す可き事

第二條 私線を許可すると雖も必官線に接続せしむる事

第三條 官線架設ありて來往の音信無差支場所東京より長崎に至る等ハ私線を許さる

事

第四條 若官線のいまだ設無き地方に於て私線を願ふものハ必ず便宜の官線に接続せしむる事

第五條 架線建築器械据付等電信寮にて處分し其入費ハ願人より償却せしむる事

第六條 機開投のもの當分電信寮にて相撰差出す可し尤費用ハ願人の持する可き事

○日本帝國電信條例

○七年甲戌九月廿二日太政官御布告  
第九十八號  
電信條例別冊の通相定本年十二月一日より施行候條此旨布告候事

電信條例

第七條 私局用のため技術修業爲致度望のものハ電信寮にて教授可請事

第八條 音信取扱並局詰心得方等總て電信寮定規の通相守可申事

第九條 音信料の儀ハ各線の比較を以て官許を経て可相定事

第十條 官局と私局と往復する音信ハ其料の

三分一を官局に納め三分二を私局に收入す可し

第十一條 何處の地より發すると官私線上に經過する音信ハ其發信局に於て定表の通全線の賃料を取立官私收入の割合を以て計算す可き事

第一條 此條例ハ日本帝國政府電信寮ニ於テ  
所轄する處の電機上ニ施行する者

第二條 此條例中ニ用ゆる電報の語ハ百般の  
電信總て電機を以て傳送し又ハ傳送せんと  
欲するものを指て言ふなり

第三條 日本政府電信寮ハ日本帝國外の各地  
へ又ハ各地より傳送する電報を除き日本帝  
國中ニ電報を傳送し及び受取り取集め届渡  
等一切關係の事務を取扱ふ專任の權を有す  
第四條 何人ニても不法故意を以て電槽器械  
柱木信線若くハ其線を覆ふ匣蓋管筒或ハ  
支凸腕木加木陶器海底線浮標旗竿號報柱及

規七ノ六

び電機並ニ其附屬一切の物品を毀傷する者  
或ハ此の電機ニて通信の傳送致又届渡し  
を如何様なる仕方ニても妨礙する者其他上  
件の加木支凸腕木を採取する者ハ五百圓より  
多うらざる罰金又ハ三月より長かりざる懲  
役或ハ禁獄ニ處す

但し過誤失錯ニ出る者ハ其損害の多少ニ  
隨て償金のみを出さしむ

第五條 電機掛り官員及び改役或ハ其他の官  
員又ハ何人ニても電信寮の事務ニ從事する  
際之を攻打し或ハ粗暴の舉動をまし其事業  
ニ妨礙抗抵を爲す者ハ五百圓より多うらざる

第九條 何人ニても不法故意を以て政府電信

寮より其局々或ハ電線沿道の所々ニ取建  
る標識掲示等を削剝し又ハ拔去者ハ五拾圓  
より多かりざる罰金又ハ四十二日より長  
うらざる懲役或ハ禁獄ニ處す

第十條 何人ニても不法ニ電機用の一部  
ニ柱木旗竿信線支線支柱へ攀ぢ又ハ同様の  
浮標ニ乗る者ハ其所行ニ依て妨害の有無を  
論せず貳拾五圓より多うらざる罰金又ハ二  
十一日より長うらざる懲役或ハ禁獄ニ處す  
第十一條 何人ニても不法故意を以て柱木浮  
標其他一切電機附屬の物品へ落書圖繪又ハ

刺す者ハ拾圓より多うらざる罰金又ハ

七日より長かりざる懲役或ハ禁獄ニ處す

第十二條 電機掛官員及び改役或ハ其他の官  
員又ハ何人ニても他人へ届渡す可き電報を  
故意を以て隱匿し又ハ電信寮より電報を届  
渡す可き命令を怠り或ハ肯せざる者ハ五拾  
圓より多うらざる罰金又ハ四十二日より長  
うらざる懲役或ハ禁獄ニ處す

第十三條 電信寮ニ仕官する者故意怠慢を以  
て音信の傳送又ハ届渡す事を忘却遅延する  
者又ハ同様の事ニ依て音信の傳送届渡しを  
妨礙遷延せしむる者又ハ振り小音信の旨趣

る罰金又ハ三ヶ月より長う少ざる懲役或ハ禁獄ニ處ス

第六條 何人ニても不法ニ柱木架木海底線信線旗竿浮標其他電機又ハ其附屬一切の物品ニ馬又ハ其他の獸畜或ハ舟筏等を繋ぐ者ハ其所行ニ依テ損害の有無を論ぜず壹百五拾圓より多う少ざる罰金又ハ四十二日より長う少ざる懲役或ハ禁獄ニ處ス

第七條 何人ニても柱木信線陶器旗竿腕木枷木支凸號報柱浮標其他の物品ヘ瓦礫若しくは雜物を投擲し又矢箭火器を彈射する者モ其所行ニ依テ毀傷の有無を論ぜず壹百五拾

圓より多う少ざる罰金又ハ四十二日より長う少ざる懲役或ハ禁獄ニ處ス

第八條 何人ニても電線の近傍ニて紙鳶を飛し信線陶器腕木枷木支凸其他電機ニ屬する物品ヘ紙鳶又ハ其附屬の糸等を引掛け電氣の妨碍を生ぜしむる者ハ拾圓より多う少ざる罰金又ハ七日より長う少ざる懲役或ハ禁獄ニ處ス

○北海道土地賣買規則

○明治五年壬申十月十日正院御布告

第三百四號

北海道開拓創業以來募移自移の徒日月ニ増加今日ニ至りてハ運漕行旅も不便とせず然るニ元より曠漠の地多ク肥沃多産ニて廢棄する者猶十の八九ニ居り因テ今度全

を傳減する者又ハ其他の人民又ハ電信寮の官員と雖も其場ニ立入可き職務ニ非ざる者を電信寮の器械室ニ立入らせ又ハ滯居せしむる者等以上各犯ハ壹百圓より多う少ざる罰金ニ處ス

第十四條 凡此條例中ニ記載しふる箇條を顯然犯さんと企る者ハ五拾圓より多う少ざる罰金又ハ四十日より長う少ざる懲役或ハ禁獄ニ處ス

第十五條 凡此條例を犯して電信寮所轄の物品を毀傷し又ハ他人の損失妨害を生ずる者ハ例ニ照して處分するの外其毀場損失の償

金を出さしむ

但工部省所管電信私線の分も總て此條例ニ準し處分ス

第十六條 凡犯人を處斷し罰金並ニ償金の額を定むるハ總て裁判官の權内ニ屬ス

第十七條 凡そ犯罪の形狀を裁判官ヘ報告し其處分を乞ふ手順ハ工部省ニて取扱ふの權を有ス

道間曠の地低價賣下緩期除租等の規則別紙開拓使布告の通施行せしむる條墾開牧畜或ハ漁獵採鑛都て生産興工の志願有之者ハ同使へ可申出事

北海道土地賣買規則

第一條 原野山林等一切の土地官屬及び従前

拜借の分目下私有とすむる地を除の外都

て賣下げ地券を渡し永く私有地と申付る事

第二條 賣下の地一人十萬坪を以て限りとし

下手後十ヶ年除租とす可し尤も已は私有し

とる地を相對賣買する者ハ其坪數制限さ

る可き事

第三條 賣下の地價上等千坪一圓五十錢中等

同一圓下等同一五十錢千坪以下其割合とる可

く且其地代即納とる可しと雖も家産中人以

下或ハ罹災窮乏の者ハ三年乃至五年賦上納

申付る儀も可有之事

第四條 既に私有するの土地ハ牧畜開墾等一

切の産業を勿論他人へ賣却するも其地主の

自由とる可し尤右等下手する節ハ水利運使

等の上と注意し其方法及び期限等詳細と可

申出事

第五條 人民私有と屬する土地と雖も外國人

○道路掃除規則

○明治五年壬申十月正院御布告

第三百廿五號

近來道路掃除之儀多く等閑と相成甚以不相濟事と候條各地方官と於て厚く注意し追

へ賣渡し或ハ之を引當として金子を借受る

等禁止とる可き事

第六條 土地買下の後開墾其他共上の地ハ十

二ヶ月中の地ハ十五ヶ月下の地と二十ヶ月

を過も不下手者ハ上地申付る事

第七條 除租滿期後の制程ハ追て其地の差等

および適等ふ可相定事

第八條 採鑛魚獵等都て生産興工の見込有り

て出願する者へハ其方法取調年期を立貸地

等と差出し税則ハ出品の精粗多寡と隨び追

て適當と可相定事

但諸鑛山脈理等の甲乙ハ查了して可公布

事

第九條 右等諸工業の新發明或ハ水陸運使等

に費財盡力して國家人民の利を興しとる者

へハ其功業の大小輕重と因り若干の土地を

附與し或ハ專賣除租の榮利を與る等の所置

可有之事

右之通候事

て道路の制被相立候までハ従前掃除請持有之道筋ハ勿論持場無之場所ハ最寄町村へ公  
平に割渡左の條目の通掃除可爲致事

第一條 總て掃除請持丁場ハ風雨等の障り有

無ふ不拘必三ヶ月中一度づゝ掃除可致事

第二條 風雨の後ハ必其持場を掃除し溜水

を左右溝へ導き水溜の場所相減候様可致事

第三條 並木根返り風折雪折等ハ追て其廳よ

り所分有之と雖も不取敢通路妨さき様取片

付置可申事

第四條 左右に溝渠無之道路ハ可成丈け路の

兩縁を低下し雨水の捌宜敷様可致事

第五條 掃除丁場標杭往々等閑又致し置候向

自有之右ハ必ず其請持丁場境に從是東西或

ハ南北何百何十何町何郡何村掃除丁場と誌

し標杭可相建事

第六條 路鋪往々田畑に切添候より並木根さ

しお失し之が爲め根返及及び易く以の外の

事候以來決て右等の所業致す間敷事

右之通堅可相守候若等閑に差置に於てハ掛り

官員巡廻の節屹度可申付事

明治九年七月六日版權免許

編輯人並出版人

師磨縣士族  
博聞社長  
長尾景衡

東京府下第三大區二小區  
愛宕下町三丁目番地第百

東京愛宕下町三丁目

同常盤橋前

博聞本社

西京古門前三好町

大坂心齋橋通南  
入太郎町南へ入ル

同支店

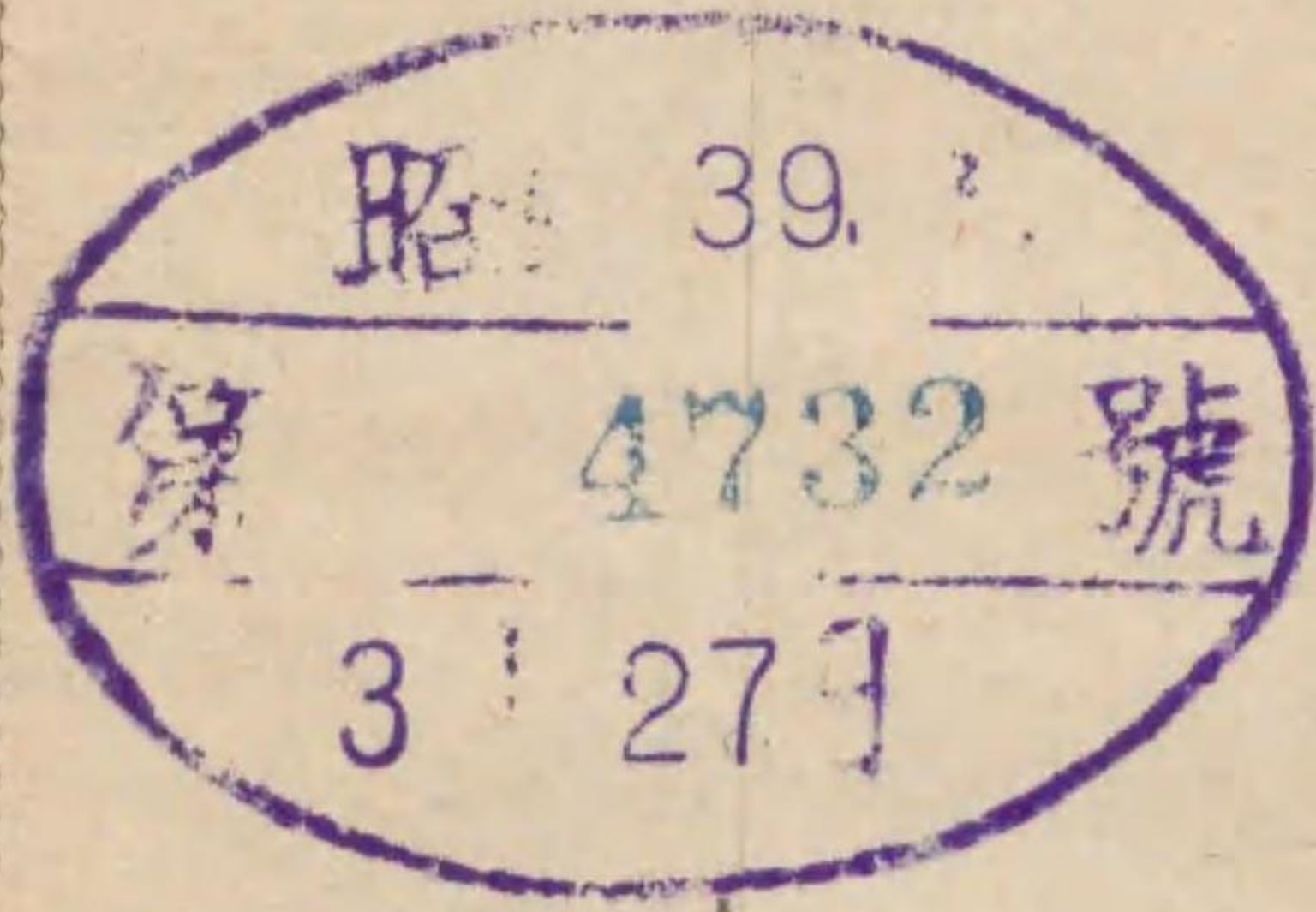
下總國千葉町

同支店

埼玉縣下浦和

同支店

同支店



WHO. I  
KA59B  
3(1-7)

明治文庫

WHO. 1

KA59B

3(1-7)

最高裁判所図書館



000123999



二六五号

五册

改正

官省規則全書

長尾景弼編纂

自第一篇  
至第七篇

九

885



明治文庫

WHO. 1

KA59B

3(1-7)

